

諮問事件第51号

「平成〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇で、警察官が交通事故の当事者である私に署名押印を求めたA4サイズの文書の書式。」の個人情報開示決定に対する審査請求に係る答申書

群馬県個人情報保護審議会

第1 審議会の結論

群馬県警察本部長の決定は、結論において妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県個人情報保護条例（平成12年群馬県条例第85号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年4月4日付けで、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇で、警察官が交通事故の当事者である私に署名押印を求めたA4サイズの文書の書式。」について、自己の個人情報として開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年4月17日に、本件請求に係る個人情報を、人身交通事故処理の際に使用される簡約特例書式の被害者供述調書（別記様式第20号）（以下「本件書式」という。）と特定した上で、個人情報開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成29年6月24日付けで、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、平成29年11月26日付けで反論書を作成し、諮問庁に提出した。

6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、平成30年6月5日、本件審査請求事案（以下「本件事案」という。）の諮問を行った。

第3 請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求に至る経緯について

本件請求に対し、実施機関が開示した公文書は、本件書式であった。請求人が交通事故の被害に遭い、警察官から署名押印を求められたA4サイズの文書は、実施機関が開示した本件書式ではなく、署名押印を求められた日も平成〇〇年〇〇月〇〇日であったため、審査請求を行った。

イ 本件処分の違法性について

(ア) 日本国憲法第21条1項ないし2項、行政不服審査法第82条、行政機関の保有する情報公開に関する法律第2条2項、群馬県情報の公開に関する条例第13条に違反していると思料する。

(イ) 請求人は、本件請求に係る個人情報開示請求書に、交通事故の発生日（平成〇〇年〇〇月〇〇日）と、交通事故の見分を行った日の警察官からA4サイズ文書に署名押印を求められた日（平成〇〇年〇〇月〇〇日）を誤って記載し、写しを受け取ってから日付の誤りに気が付いたが、請求人が開示を請求した公文書は「平成〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇で、警察官が交通事故の当事者である私に署名押印を求めたA4サイズの文書の書式。」であるから、「公文書非開示決定」が正確である。その理由は、「作成、又は取得していないため。」であると思料する。

(ウ) 請求人が平成〇〇年〇〇月〇〇日に〇〇で警察官から署名押印を求められたA4サイズの文書は、本件書式ではなく、被害者供述調書の基本書式や特例書式や簡約特例書式の様式でもなかった。

(エ) 請求人は、本件書式へ署名押印を行っていないし、求められてもいない。請求人が署名押印を求められた文書は、請求人の勤務先や相手方氏名、自動車の衝突時の図が3種類記載されたA4サイズの文書1枚である。

(2) 反論書

ア 実施機関は、「簡約特例書式を使用した交通事故捜査を行っており、対象文書は、本件書式以外にあり得ない」旨の弁明をしているが、犯罪捜査規範第55条の条文や最高検察庁、前橋地方検察庁、警察庁などからの通達による指示がなされているからであり、事実の確認を行っていないから、推測による主張のようである。請求人の主張を無視した個別事情考慮義務を考慮していない裁量基準に違反している。

イ 実施機関は、本件請求に係る個人情報開示請求書の日付及び場所が、交通事故を特定する意図で記載されたものであり、文書の作成日及び場所とし

て記載されたものではないことを認識していれば、補正命令を下すべきで、それを怠っていることがわかる。文書を特定するための「開示請求に係る個人情報」を特定するために必要な事項」に不備があるのを認めながら補正命令を行わなかったことが、誤った特定による文書を開示したことにつながっている。よって、実施機関の行った行為は信義誠実の原則に反している。

ウ 以上のとおり、実施機関が行った行為は、事実の確認を怠っているから信義則違反であり、当該機関の行った処分は裁量権の逸脱や濫用による処分であるから、本件処分を取り消すことが妥当である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によると、おおむね以下のとおりである。

1 弁明書

(1) 本件請求に係る個人情報の特定について

ア 請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日、〇〇において発生した人身交通事故（以下「本件交通事故」という。）の当事者である。

イ 本件請求に係る個人情報開示請求書の「開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項」欄には、「平成〇〇年〇〇月〇〇日」、「〇〇」と記載されており、これらは、本件交通事故の発生日及び発生場所（地番）と一致している。

ウ 本件交通事故においては、内規である交通事故の適正捜査に関する訓令（平成16年3月16日付け訓令甲第11号。）の規定に基づき、簡約特例書式を使用した交通事故捜査を行っており、請求人を供述人とする被害者供述調書も簡約特例書式を使用して作成されたものである。

エ 当該供述調書には、警察官が録取した内容を確認した供述人が署名・押印（印鑑がないなどの場合は指印）する箇所があり、また、他には該当する文書は存在しなかったことから、実施機関は、請求人が開示を求めるところの「警察官が交通事故の当事者である私に署名押印を求めたA4サイズの文書」については、本件書式と特定した。

(2) 本件請求に係る日付の誤りについて

ア 実施機関は、本件交通事故については、当事者が現場から離れた後に通報してきた事故であり、請求人から指摘を受けるまでもなく、供述調書等の書類作成が事故発生日よりも後の日付で行われたことを承知していたものであり、対象文書の確認を怠って不正確に本件処分を行ったものではない。

イ 本件請求に係る個人情報開示請求書には、本件交通事故の発生日と発生場所（地番）が正確に記載されていたことから、請求人が本件交通事故を特定するために記載したものであることが認められた。

ウ 実施機関は、請求人との直接のやりとりにより、当該日付及び場所につい

ては、同人が、本件交通事故を特定する意図で記載したものであり、文書の作成日及び場所として記載したものではないことを確認している。

(3) 結論

以上のとおり、本件請求に係る個人情報を本件書式と特定した上で、本件処分を行ったことは、妥当である。

2 口頭説明

- (1) 請求人は、本件請求より以前に、群馬県情報公開条例第11条に基づき、人身交通事故で使用する書式の開示を求める公文書開示請求を行っており、これを全部開示とする開示決定を受けている。当該決定を受けて、実施機関は、請求人に対し、本件交通事故においては本件書式を使用した旨の説明を口頭により行ったが、請求人は、当該書式は本件交通事故でを使用した書式ではない旨を主張して、本件請求を行ったものである。
- (2) 特定の人身交通事故でを使用した書式は、けがの程度によって使用する書式も変わるため、個人情報が含まれると考えた。したがって、本件請求に係る個人情報開示請求書を受理した後、本件書式を特定し、これは実施機関のホームページにて情報公開をしていたことから、非開示情報が存在しない文書であると判断し、条例第17条第1項の規定に基づき、本件処分を行った。
- (3) 本件交通事故の処理を担当した警察官に確認した結果、簡約特例書式を用いて供述調書を作成したとのことであるから、特定に誤りはない。

第5 審議会の判断

1 本件請求に係る個人情報について

本件請求に係る個人情報は、「平成〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇で、警察官が交通事故の当事者である私に署名押印を求めたA4サイズの文書の書式。」に係る個人情報である。

実施機関は、本件請求に係る個人情報を、人身交通事故を処理する際に使用する書式群を構成するうちの一部である、本件書式と特定した上で、これを開示とする本件処分を行っている。一方、請求人は、請求人が警察官から署名押印を求められた文書は、本件書式を使用した文書ではないとして、他の書式を特定することを求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件請求に係る個人情報に対する条例第12条第1項の適用の可否について

(1) 条例第12条第1項の解釈

条例第12条第1項は、「何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求をすることができる」と定めている。本項は、何人に対しても、公文書に記録されている自己に関する個人情報の開示を請求することを具体的な権利として保障するものであると解される。この「個人情報」とは、条例第2条第1項において、「個人に関する情報であって、当

該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は個人識別符号が含まれるもの」とされており、これに該当する自己の個人情報であれば開示請求の対象となると解されるが、これも公文書に記録されたものに限定されている。この「公文書」とは、条例第2条第6項において、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」とされている。

（2）検討

ア 上記（1）で述べたように、条例第12条第1項は、何人に対しても、自己の個人情報の開示請求権を認めるものであるが、請求の対象となる個人情報は、あくまで公文書に記録されているものに限定されている。この点につき、本件請求は、本件交通事故の当事者たる請求人の事故状況等の供述が記録された公文書ではなく、当該供述を記録する際に使用した書式の開示を請求しているものである。

イ 一般に、「書式」とは、特定の文書を作成するための決まった体裁であり、共通した一定の形式が文字又は符号により記されたものであると解される。このため、書式自体に個別の事案に即した個人情報が記録されていることは、通常想定できない。

ウ そして、本件書式は、通常、実施機関が人身交通事故が発生したときにその処理の状況を記録する際に使用するものであり、公文書としての性格を有することが認められる一方、未だ特定の用途への使用がない本件書式には、当事者の供述等の個人情報の記録がないことは明らかであり、請求人の個人情報が記録されているとは認められない。

エ 仮に実施機関の説明のとおり、けがの程度によって使用する書式が変わるため、書式の違いに個人識別性があるものとして、本件交通事故で使用した書式を特定して開示を行うことが、個人情報を開示することとなる性質を帯びるとしても、上記アからウを踏まえると、個人情報をその内容に含まない公文書としての書式は、公文書に個人情報が記録されていることを求める条例第12条第1項の要件を満たすとは認められない。

オ また、条例第16条第3項は、実施機関は、個人情報開示請求書に形式上の不備がある場合に、開示請求者に対し、その補正を求めることができる旨を規定している。「形式上の不備」とは、個人情報開示請求書の記載が不十分であり、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書を特定することができない場合等を指すものと解されるところ、本件請求は、その対象が公

文書に記録された個人情報であるとは言えず、補正を行うことによって適法な請求となる「形式上の不備」に当たるとは認められない。これは、開示請求の対象となる「公文書に記録されている自己の個人情報」は、請求の本質的な内容であり、その変更は開示請求の本質を失わせるものであることから、補正の範囲を超えることになると解されるためである。

カ 以上から、本件書式は、条例第12条第1項が適用されるものではなく、個人情報開示請求の対象とはなり得ないことから、本件書式を本件請求に係る個人情報として特定し、これを開示とした実施機関の判断は失当であり、本来は、補正を求めることもなく、請求拒否とするべきであったものと認められる。

キ しかしながら、本件処分に従って既に開示が実施されており、本件処分を取り消して改めて請求拒否決定を行うことは合理的ではないと認められるため、本件処分については、結論において妥当と言わざるを得ない。

3 請求人のその他の主張について

請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求に係る個人情報につき、条例第12条第1項に規定する「自己の個人情報」に該当するとして開示とした実施機関の決定については、本来、本件請求に係る個人情報は同項に規定する開示を請求することができる情報には該当しないと認められるので、請求拒否とするべきであったものであるが、本件処分を取り消して改めて請求拒否決定を行うことは合理的ではないと認められるため、結論において妥当であると判断した。

5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審議会の処理経過は、以下のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
平成30年 6月 5日	諮問
平成30年 7月 4日 (第82回 審議会)	審議 (本件事案の概要説明)
平成30年 8月 9日	審議 (実施機関の口頭説明)

(第83回 審議会)	
平成31年 3月15日	答申